

# 仕 様 書

千葉市教育委員会 学校教育部 教育指導課

## 1 契約名称

小・中・中等教育・高等学校に派遣する外国語指導助手（以下「派遣ALT」という。）に関する業務、及び語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）参加者の外国語指導助手（以下「JET-ALT」という。）コーディネート業務

## 2 派遣業務予定期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

## 3 派遣ALTの人数及び配置計画

### (1) 人数

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 65名程度

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 60名程度

### (2) 配置計画

①千葉市（以下「甲」という。）の各学校の各クラスに指定の時間の授業を実施できるよう、派遣業務事業者（以下「乙」という。）がALTの配置計画を立案する。それをもとに、甲と乙が協議の上、派遣ALTの配置を決定する。

②小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校それぞれの学習内容、児童生徒の発達段階を理解した派遣ALTを適切に配置する。

\*別表1（千葉市立の小学校（以下「小学校」という。）全107校）の学校に対して、各学級週1時間（小学校3・4年生に対しては2週に1時間）配置できるよう配置計画を立案すること。

\*別表2（千葉市立の中学校（以下「中学校」という。）全53校）の学校には、令和8年8月にJET-ALTが10名着任することを踏まえ、各学級年間35時間配置できるよう、以下の3種の配置計画を立案すること。なお、②、③はJET-ALT10名を含むものとする。

①令和8年4月から7月まで

②令和8年8月から令和9年3月まで（JET-ALT10名を含む）

③令和9年4月から令和10年3月まで（JET-ALT10名を含む）

令和8年度については、一部の中学校において①と②の配置日数を変えるなどの措置を行うことにより、どの学級も年間で35時間の配置ができるよう配置計画を立案すること。

\*別表3の学校（千葉市立千葉高等学校、千葉市立稻毛国際中等教育学校後期課程、千葉市立稻毛国際中等教育前期課程（以下「高等学校及び中等教育学校」という。）には、年間を通して1名ずつ配置できるよう配置計画を立案すること。千葉市立稻毛国際中等教育学校については前期課程、後期課程それぞれに1名ずつ配置するものとする。また、後期課程については千葉市立稻毛高等学校と合わせて1名とする。

## 4 派遣ALTの派遣日及び就業時間

(1) 乙が派遣を要する日は、原則として月曜日から金曜日まで、就業時間は午前8時

00分から午後4時30分まで（休憩時間60分を除く）とする。ただし、甲と乙とは事前に協議の上、労働時間の範囲内で、月曜日から金曜日までの就業時間を変更することができる。

- (2) 派遣に当たっては、乙は、高等学校及び中等教育学校については（3）のとおり派遣し、小学校については別表1のとおり、中学校については別表2のとおり派遣する。（6）に定める配置を要さない日を除き、（1）に定めるとおり派遣する。ただし、千葉市立稻毛国際中等教育学校後期課程の派遣ALTは千葉市立稻毛高等学校の業務を兼務するものとする。
- (3) 乙は、高等学校及び中等教育学校については、別表3に定める高等学校及び中等教育学校に対し、（6）に定める配置を要さない日を除き、（1）に定めるとおり派遣する。
- (4) 甲の各学校における派遣日時は、甲と乙との調整の上、甲から乙に通知する。また甲と乙とは事前に協議の上、予定した配置日時を変更することができる。
- (5) 乙の都合により、担当の派遣ALTによる業務を実施できないとき、乙は代わりの派遣ALTを派遣するか、または未実施分を甲と調整の上、契約期間中の別日に実施する。
- (6) 甲は、原則として以下の休業日は配置を要さない日とする。但し、中学校においては、夏季休業中にスピーチ指導、イングリッシュキャンプでの指導等を行うことがある。
- ①学年始め休業日
  - ②夏季休業日
  - ③秋季休業日
  - ④冬季休業日
  - ⑤学年末休業日
  - ⑥臨時休業日
  - ⑦非常変災等による臨時休業日
  - ⑧国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (7) 「(6) ⑦非常変災等による臨時休業日」による臨時休業の場合は、甲と乙は調整を図りながら柔軟に対応するものとする。
- (8) 「(6) ②夏季休業日」に中学校において甲と乙は調整を図りながら、5日程度のスピーチ指導を行う。
- (9) 「(6) ②夏季休業日」に甲と乙は調整を図りながら、甲が主催するイングリッシュキャンプでの指導等を行う。

## 5 派遣ALTの派遣予定場所

- (1) 小学校（別表1のとおり）
- (2) 中学校（別表2のとおり）
- (3) 高等学校及び中等教育学校（別表3のとおり）
- (4) 他甲が指定する場所

## 6 派遣ALTの業務内容

- 派遣ALTは、6「ALTの配置予定場所」において、以下の業務に従事する。
- (1) 外国語科・外国語活動及び国際理解教育に関わる授業で、学級担任等や英語教員とのチームティーチングによる指導及び指導の助手を務める。
  - (2) 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の英語の授業（オンライン授業を含む）において使用する教材研究と教材作成の補助及び打合せを含む授業準備を行う。
  - (3) 学習指導要領に基づく学習指導案、授業設計等作成への協力及び情報提供・企

画立案を行う。

- (4) 児童生徒に課すワークシートなどの添削指導の補助を行う。
- (5) 多文化・異文化理解を促すための指導をする。
- (6) 学校内外での行事や特別活動等の教育活動における外国語指導及び児童生徒との交流を行う。
- (7) 甲の教職員に対して、授業実践の際の支援及び情報提供をする。
- (8) 甲が主催する外国語指導助手連絡協議会に年1回参加する。
- (9) 英語発表会における審査と英語指導を行う。
- (10) その他、甲が必要と認め、乙が合意した業務を行うこと。

## 7 派遣ALTの資格及び条件

業務を履行するにあたり、乙は業務実施担当の派遣ALTを定め、甲へ事前に通知することとする。配置する派遣ALTは、次に掲げる要件を満たすと認められた者であること。

- (1) 英語を母語とし、標準的な英語の発音、リズム、イントネーションができ、かつ指導できる者。
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者で、外国語としての英語教育に関する資格（TE SOLなど）、能力又は適性がある者。
- (3) 業務の実施に支障のない就労ビザを有する者。
- (4) 健康診断・予防接種を受けた心身ともに健康であり、1年を通して勤務できる者。
- (5) 業務の履行に必要な水準の資質、能力、教授技術を有する者。
  - ①日本の英語教育における外国語指導助手の役割を理解していること。
  - ②小学校・中・中等教育学校及び高等学校の教職員と日本語で打ち合わせができること。
  - ③日本の学習指導要領を理解していること。
  - ④学習指導案の作成能力や教材開発能力があること。
  - ⑤積極的に児童生徒と交流し、熱意をもって指導にあたること。
  - ⑥配置校において他の職員と協調し、業務を遂行できること。
  - ⑦業務経験豊かで、他の派遣ALTを指導する立場（トレーナー或いはヘッドティーチャー）の者が3名以上含まれること。
  - ⑧これまでにコンプライアンス上の問題がなく、派遣期間中のコンプライアンス遵守について宣誓を行っていること
  - ⑨その他、甲と乙とで同意する事柄。

## 8 派遣業務事業者の業務

- (1) 乙は、労働関係法条の責任を果たすとともに、適切な教育指導と業務命令を行う。
  - ①配置校までの通勤方法などの確認
  - ②派遣ALT及びJET-ALTへの研修の実施
  - ③服務指導及び労務管理
  - ④教育委員会及び学校、派遣ALTとの連絡・調整
  - ⑤派遣ALTが遅刻・欠勤する場合の連絡や代替え等の対応
  - ⑥就業時間中（業務のための移動中も含む）の事故への対応
  - ⑦配置校以外の派遣ALTを活用したオンライン授業の企画及び実施
  - ⑧派遣ALTが行う業務について改善を要する場合の指導等の対応
  - ⑨甲が主催するイングリッシュキャンプの企画・運営。
  - ⑩別添1「JET-ALTコーディネート業務について」に基づいたJET-ALTに対する日常生活及び来日時、帰国時の支援

- (2) 甲は、乙が業務を履行するにあたり、業務の詳細等を当該業務履行前までに乙へ送付する。
- (3) 派遣ALTに次に該当する事由が生じた場合、乙は直ちに7の要件を満たす代替の派遣ALTを派遣すること。
  - ①刑事事件に関し起訴された場合
  - ②身体又は精神の障害により、業務に耐えられないと認められる場合
  - ③業務実施態度が不良で、改善の見込みがないと認められる場合
  - ④療養のため、長期の休暇を取る必要が生じた場合
  - ⑤前各号に掲げるもののほか、当該派遣ALTがその担当する業務に関し、必要な適格性を欠くと認められた場合

## 9 契約料

- (1) 契約料には、派遣ALTへの報酬、配置先への交通費、日当等の旅費、保険料、研修費その他諸経費及び派遣ALT労務管理費などコンサルタント料を含むものとする。
- (2) 支払方法については、契約期間中の月額支払いとし、乙は甲による派遣業務の検査を受け、検査に合格した時は、契約料の請求ができるものとする。

## 10 その他

- (1) 業務履行にあたり、必要な関係法令を順守するための経費は乙の負担とする。
- (2) 業務履行にあたり、乙は個人情報保護法を順守するとともに、派遣ALTにも指導を徹底する。
- (3) 本仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、甲乙双方協議の上、決定する。

別表1 千葉市立小学校学級数一覧 108校

番号	学校名	3年	4年	5年	6年	合計
1	新宿	5	4	4	5	18
2	本町	2	2	2	2	8
3	寒川	3	3	3	3	12
4	登戸	2	2	2	3	9
5	院内	3	3	3	3	12
6	蘇我	3	3	3	3	12
7	都	4	4	3	3	14
8	都賀	3	2	3	3	11
9	検見川	4	4	5	4	17
10	稻毛	2	3	3	2	10
11	畠	2	2	2	2	8
12	園生	4	4	4	4	16
13	千城	0.5	0.5	0.5	0.5	2
14	若松	3	3	3	3	12
15	大森	3	2	3	3	11
16	稲丘	3	3	3	3	12
17	坂月	1	1	1	1	4
18	弥生	1	1	1	1	4
19	花園	4	4	4	5	17
20	犢橋	2	2	2	2	8
21	横戸	1	1	1	1	4
22	幕張	2	2	3	2	9
23	長作	2	2	2	2	8
24	生浜	2	2	2	2	8
25	椎名	1	1	1	2	5
26	誉田	3	3	3	4	13
27	轟町	3	3	2	2	10
28	鶴沢	2	2	3	3	10
29	平山	3	2	2	2	9
30	松ヶ丘	2	2	2	2	8
31	白井	1	1	1	1	4
32	更科	0.5	0.5	0.5	1	2.5
33	宮崎	4	4	5	4	17
34	緑町	3	4	3	3	13
35	川戸	2	2	3	2	9
36	山王	3	3	3	3	12
37	小中台	5	5	5	6	21
38	大宮	2	1	1	1	5
39	小倉	4	4	4	4	16
40	千草台	2	2	2	3	9
41	稻毛第二	2	3	3	3	11
42	あやめ台	1	1	1	1	4
43	星久喜	4	3	4	4	15
44	幕張東	4	4	4	4	16
49	土気	2	2	2	2	8
50	弁天	2	2	2	2	8
51	桜木	4	4	4	4	16
54	宮野木	4	3	4	3	14
55	生浜西	2	2	3	2	9
56	仁戸名	2	2	2	1	7
57	こてはし台	2	2	2	2	8
59	西小中台	1	1	2	1	5
60	さつきが丘東	2	2	2	2	8
61	さつきが丘西	1	1	1	1	4

番号	学校名	3年	4年	5年	6年	合計
64	北貝塚	4	4	4	5	17
65	大巖寺	1	1	1	1	4
66	幕張西	3	3	3	3	12
68	草野	2	2	2	2	8
69	柏台	2	2	2	2	8
71	千城台東	1	2	2	2	7
75	小中台南	4	4	4	4	16
76	幸町第三	2	2	2	2	8
79	高洲第三	2	2	2	2	8
80	千草台東	1	1	1	2	5
81	高洲第四	1	1	1	1	4
82	真砂第五	1	1	1	1	4
83	高浜第一	0.5	1	1	1	3.5
84	稻浜	2	2	2	2	8
85	作新	3	3	3	3	12
87	みつわ台北	1	2	2	2	7
88	誉田東	6	6	4	5	21
90	大木戸	1	1	1	1	4
92	柏井	1	1	2	1	5
93	みつわ台南	2	2	2	2	8
94	若松台	1	1	1	1	4
95	幕張南	2	2	2	2	8
97	都賀の台	2	3	3	3	11
100	上の台	4	4	3	3	14
101	磯辺第三	3	4	3	3	13
102	源	1	1	1	1	4
103	越智	1	1	1	1	4
106	朝日ヶ丘	2	2	2	2	8
107	生浜東	2	2	2	2	8
108	泉谷	3	2	3	2	10
109	土気南	4	4	4	4	16
110	西の谷	3	3	3	3	12
111	小谷	3	3	4	4	14
112	大椎	1	1	1	1	4
113	有吉	2	2	3	2	9
114	打瀬	4	4	5	4	17
115	金沢	3	3	4	4	14
116	あすみが丘	3	3	4	4	14
117	扇田	2	2	2	2	8
118	瑞穂	2	1	2	2	7
119	海浜打瀬	2	3	3	3	11
120	おゆみ野南	2	2	3	3	10
121	花島	1	1	1	1	4
122	美浜打瀬	3	4	4	4	15
123	高洲	2	2	2	2	8
124	真砂東	3	3	3	3	12
125	真砂西	2	2	2	3	9
126	高浜海浜	1	2	2	2	7
127	磯辺	3	3	3	3	12
128	幸町	1	1	1	2	5
129	花見川	1	1	1	1	4
130	千城台わかば	2	2	2	2	8
131	千城台みらい	1	1	2	2	6
	幕張若葉	3	2	1	1	7

※各校の全クラスにおいて年間を通して5、6年生は週1時間3、4年生は隔週1時間程度派遣できるようにすること

※上記の他、「6 派遣ALTの業務内容」に定める内容の時間数を確保できるようにすること。

※表中の学級数は令和7年9月時点での見込みであり、実際の学級数とは異なることがある。

別表2 千葉市立中学校学級数一覧

番号	学校名	1年	2年	3年	合計
1	加曽利	5	4	4	13
2	末広	3	3	3	9
3	葛城	4	4	4	12
4	椿森	3	3	4	10
5	緑町	4	4	4	12
6	小中台	8	8	8	24
7	花園	9	9	9	27
8	新宿	5	5	4	14
9	蘇我	8	8	8	24
10	犢橋	2	1	2	5
11	幕張	5	5	5	15
12	生浜	6	6	6	18
13	誉田	6	6	5	17
14	轟町	4	4	4	12
15	松ヶ丘	4	4	5	13
16	白井	1	1	1	3
17	更科	1	1	1	3
18	川戸	2	2	2	6
19	稻毛	7	6	6	19
20	千草台	2	2	2	6
22	幸町第一	2	2	2	6
23	土気	2	2	2	6
24	千城台西	3	3	3	9
25	星久喜	3	2	3	8
26	こてはし台	2	2	3	7
27	さつきが丘	2	3	2	7
29	大宮	2	1	1	4

53校

番号	学校名	1年	2年	3年	合計
30	草野	3	4	4	11
33	幕張西	4	4	5	13
34	都賀	3	3	4	10
35	千城台南	2	3	3	8
37	みつわ台	5	4	4	13
38	緑が丘	4	3	4	11
40	天戸	3	3	4	10
41	若松	6	6	6	18
42	高浜	2	2	2	6
43	幸町第二	3	2	3	8
45	山王	6	5	6	17
46	稲浜	3	4	3	10
47	朝日ヶ丘	3	3	3	9
48	貝塚	7	6	6	19
49	越智	1	1	1	3
51	泉谷	5	4	5	14
52	幕張本郷	5	6	5	16
53	土気南	4	4	3	11
54	打瀬	7	8	7	22
55	有吉	6	6	7	19
56	大椎	5	4	5	14
58	真砂	6	5	6	17
59	おゆみ野南	6	7	6	19
60	磯辺	5	5	5	15
61	花見川	3	3	3	9
62	高洲	4	4	4	12

※各校の全クラスにおいて年間で35時間派遣できるようにすること。

※上記の他、「6 派遣ALTの業務内容」に定める内容の時間数を確保できるようにすること。

※表中の学級数は令和7年9月時点での見込みである。令和8年度は35人学級導入のため、学級数の増加が見込まれる。

別表3

令和8年度 外国語指導助手通年配置校一覧

名称	所在地	派遣人数	備考
千葉高等学校	稲毛区小仲台9-46-1	1	
稲毛国際中等教育学校(前期課程)	美浜区高浜3-1-1	1	
稲毛国際中等教育学校(後期課程)	美浜区高浜3-1-1	1	稲毛高等学校と兼務